収入（所得）の種類

|  |  |
| --- | --- |
| ①営業等②農業 | 卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等、貸家、貸地、貸しアパート等収入金額－必要経費＝所得金額 |
| ③不動産 |
| ④利子 | 国外の銀行等の預金の利子など収入金額＝利子の所得金額一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。 |
| ⑤配当 | 株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など収入金額－株式等の取得に要した負債の利子＝配当の所得金額なお、所得税の確定申告をした特定配当等の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申告書」を提出してください。記入用紙は市のホームページからダウンロードしていただくか、各庁舎の税務担当窓口までお越しください。 |
| ⑥給与※１ | 給与、賃金、賞与　収入金額－給与所得控除額＝所得金額 |
| ⑦雑※２（公的年金等） | 国民年金、厚生年金、企業年金など収入金額－公的年金等に係る所得控除額＝所得金額 |
| ⑧雑（業務）⑨雑（その他） | 業務：原稿料、講演料などその他：個人年金など収入金額－必要経費＝所得金額 |
| ⑩総合譲渡・一時 | 総合譲渡：骨董品、ごルフ会員権など一時：生命保険契約に基づく一時金など特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。収入金額－経費－特別控除額＝所得金額 |

※１、２　給与及び公的年金の所得計算表については、次ページを参照してください。

給与・公的年金等の所得計算表

○給与収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給与等の収入金額の合計額 | 給与所得の金額 | 給与等の収入金額の合計額 | 給与所得の金額 |
| から | まで | から | まで |
| 550,999円まで | 　　　0円 | 　　　円1,628,000 | 　　　円1,799,999 | 給与等の収入金額の合計額を「４」で割って千円未満の端数を切り捨て（Ａ） | 「Ａ×2.4＋100,000」で求めた金額 |
| 円 | 円 | 給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額 |
| 551,000 | 1,618,999 | 1,800,000 | 3,599,999 | 「Ａ×2.8 - 80,000円」で求めた金額 |
| 1,619,000 | 1,619,999 | 1,069,000円 | 3,600,000 | 6,599,999 | 「Ａ×3.2 - 440,000円」で求めた金額 |
| 1,620,000 | 1,621,999 | 1,070,000円 |
| 1,622,000 | 1,623,999 | 1,072,000円 | 6,600,000 | 8,499,999 | 「収入金額×0.9-1,100,000円」で求めた金額 |
| 1,624,000 | 1,627,999 | 1,074,000円 | 8,500,000円以上 | 「収入金額-1,950,000円」で求めた金額 |

給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の（１）～（４）のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

（１）特別障害者に該当する

（２）年齢23歳未満の扶養親族を有する

（３）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

◆所得金額調整控除＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×0.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○公的年金等 |  |  | （単位：円） |
| 年金受給者の年齢 | 収入金額（Ｂ） | 公的年金等控除額 |
| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 |
| 1,000万円以下の場合 | 1,000万円を超え2,000万円以下の場合 | 2,000万円を超える場合 |
| 65歳未満(昭和31年1月2日以後に生まれた人) | ～1,300,000 | 600,000 | 500,000 | 400,000 |
| 1,300,001～4,100,000 | Ｂ×25％＋275,000 | Ｂ×25％＋175,000 | Ｂ×25％＋75,000 |
| 4,100,001～7,700,000 | Ｂ×15％＋685,000 | Ｂ×15％＋585,000 | Ｂ×15％＋485,000 |
| 7,700,001～10,000,000 | Ｂ×５％＋1,455,000 | Ｂ×５％＋1,355,000 | Ｂ×５％＋1,255,000 |
| 10,000,001～ | 1,955,000 | 1,855,000 | 1,755,000 |
| 65歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた人) | ～3,300,000 | 1,100,000 | 1,000,000 | 900,000 |
| 3,300,001～4,100,000 | Ｂ×25％＋275,000 | Ｂ×25％＋175,000 | Ｂ×25％＋75,000 |
| 4,100,001～7,700,000 | Ｂ×15％＋685,000 | Ｂ×15％＋585,000 | Ｂ×15％＋485,000 |
| 7,700,001～10,000,000 | Ｂ×５％＋1,455,000 | Ｂ×５％＋1,355,000 | Ｂ×５％＋1,255,000 |
| 10,000,001～ | 1,955,000 | 1,855,000 | 1,755,000 |

公的年金等の雑所得の金額＝Ｂ－公的年金等控除額

給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

◆所得金額調整控除＝（給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円））－10万円